

ポリシーの番号	バージョン	発効日	著者	連絡先
ベンダー行動規範 1	1.0	2017年7月14日	Liz Brown	グルーポンのコンプライアンスチーム <a href="mailto:legalcompliance@groupon.com">legalcompliance@groupon.com</a>

## グルーポンのベンダー行動規範

このベンダー行動規範（以下「本行動規範」）は、グルーポンの会社またはその子会社（集散的に「グルーポン」あるいは「私たち」）とビジネスをする、すべての業者、ベンダー、およびサプライヤー（集散的に「本件ベンダー」）のためのガイドラインおよび要件を設定するものです。

私たちは、本件ベンダー（従業員、代理店、下請け業者および関連会社を含む）が、グルーポンとビジネスを行う際には、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う際には、たとえ本行動規範が適用法の要件を超えるような場合であっても、本行動規範を遵守することを期待します。本行動規範への違反は、結果的にグルーポンや本件ベンダーにとって厳しい結果をもたらすことがあります。従って、グルーポンは、本行動規範の遵守を確保するために、最悪の場合はベンダーとのビジネスの打ち切りを含む、適切な法的処置を講じます。

### 贈収賄および腐敗行為の禁止

**贈収賄、キックバック、および不適切な支払い。** 本件ベンダーは、自身の従業員、代理店、下請け業者および関連会社が米国の海外不正行為防止法（「FCPA」）および英国の賄賂防止法など（これらに限るわけではありません）、贈収賄および腐敗行為の禁止にかかわるすべての適用可能な法律を遵守させなければなりません。この趣旨で、ベンダーはグルーポンと共にビジネスを行う場合、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う場合、賄賂、キックバック、あるいはその他の不適切または違法な支払いの約束をしたり、提供したり、あるいは受け取ってはけません。また、第三者がそのような行為をすることをそそのかしてもいけません。例えば、不適切なビジネス上の有利なはからいを確保する目的で提供される現金、現金と同等な物（何らかの額面金額を持ったギフトカードなど）、贈り物、サービス、あるいはその他の提供物などがこれに当たります。この要件は、すべての状況に当てはまりますが、特に政府職員、公職への候補者、あるいはその他の公的人物や実体がかかわる取引に対して適用されます。

**帳簿、記録、およびビジネスにおける完全性。** グループンはいかなる形の腐敗行為、強要、および横領も禁止します。このため、本件ベンダーは、グループンとのビジネスに関係する自身の会計記録と財務記録が適用法を遵守するようにして、かつ正確さと完全性の面でそれらが適用基準を満たすようにしておかなければなりません。また、グループンは本件ベンダーが正直かつ正確にインボイスを提供することを期待します。インボイスは、明細が記入され、発注書（「PO」）番号（適用可能な場合）を引用し、適切な書類による裏付けがあり、かつ関連する契約書に定めるその他のすべての要件を遵守している必要があります。承認上の要件を回避する目的でインボイスを分割してはいけません。署名された契約書および承認された PO（もし必要な場合）がファイル上にない場合、グループンは本件ベンダーと取引しません。

**ビジネスの円滑化目的での支払い。** 本件ベンダーは、ビジネスを円滑化する目的での支払い（「促進」または「グリース」目的での支払いとも呼ばれる）を行ってははいけません。グループンの腐敗防止ポリシーは、ビジネスを円滑化する目的での支払いを禁止しています。また、多くの国々がこれを違法な賄賂として扱っています。この要件は、現地の慣習に反するか否かにまったく関係なく、グループンを代表して行われるすべてのビジネスに適用されます。

**ビジネス上の贈答品。** 本件ベンダーは、グループンの従業員または代理店に不適切に影響を与える（その可能性がある場合も含み）目的で、もしくはグループンまたは本件ベンダーの判断を迷わせるような目的で、贈り物、食事、娯楽、または旅行（集散的に「ビジネス上の贈答品」）を提供してはいけません。本件ベンダーは、たとえビジネス上の贈答品には名目上の価値しかないような場合であっても、自分には、グループンの従業員あるいは代理人にビジネス上の贈答品を提供する義務があるのではないかと考える必要はありません。本件ベンダーがグループンの従業員または代理人にビジネス上の贈答品を提供したい場合、そのビジネス上の贈答品は適用法および以下のガイドラインを遵守したものでなければなりません。

## 贈り物

- 受理可能： たまに与えられる贈り物で、大きな価値はないもの。例えば、食品の試食品や本件ベンダーのロゴが入った販促品（例えばシャツ、帽子、ペンなど）。
- 受理不可： 現金または現金同等物（何らかの額面金額のあるギフトカードなど）、または 250 米ドルを超える価値のある物。



- グループンの従業員あるいは代理人に与えられたビジネス上の贈答品で、これらのガイドラインを準拠しないものは、本件ベンダーに返却するか、あるいは適切に処分する必要があります。腐敗しやすい品物は私たちのチームや慈善団体に寄贈してかまいません。

### 食事、接待、および旅行

- 受理可能：正当な業務目的に関係した合理的な食事、旅行、宿泊、および接待にかかる経費。例えば、本件ベンダーがスポンサーになったビジネス関連の会議へ出席すること、または本件ベンダーのために仕事をしているビジネス上の相手先が開催する文化的イベントやスポーツイベントに参加すること。
- 受理不可：250米ドルを超える食事、旅行、宿泊、または娯楽にかかわる経費。ただし、グループンのコンプライアンス チーム [legalcompliance@groupon.com](mailto:legalcompliance@groupon.com) によって事前に承認されている場合を除きます。

### 偽造防止

グループンは自社の製品がすべて最高の品質と信頼性を持つように努力しています。また、グループンは、本件ベンダーが、自身がグループンに対して偽造、違法な変換、または盗まれた製品、部品、または材料を提供したと気づいた場合は、もしくはそうした事態が生じたと信じるに足る根拠がある場合は、ただちにグループンに通知することを期待しています。また、本件ベンダーは、製品・部品・材料の出所に関する情報の提供を請求された場合、これに応じなければなりません。

### 国際貿易

**経済制裁。** 本件ベンダーは米国財務省海外資産管理室 (OFAC) および米国国務省が管轄するあらゆる経済制裁のプログラムのみならず、自社が業務を行う管轄区域にある当局が課すその他の制裁も遵守しなければなりません。いかなる状況下であれ、本件ベンダーはグループンの製品またはサービスを、制裁を受けている国、実体、または個人に提供、契約、販売、または譲渡してはいけません。あるいはグループンのプラットフォーム、リソース、または人員を使用してそうしたビジネスに従事させてはいけません。さらに、グループンはキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、あるいはクリミアのウクライナの紛争地帯におけるすべてのビジネス上の取引を禁止しています。ただし、OFAC またはその他の適用可能な当局が明確にそうした取引を認可している場合を除きます。

**輸出統制。** 本件ベンダーは、自身の製品、サービス、ソフトウェア、テクノロジー、または技術的データを米国外に輸出する際にかかる関連の制限について、グルーポンに伝えなければなりません。そのような情報には、輸出統制の対象になる品目（「統制品目」）の名前、輸出分類番号（適用可能な場合）、および制限を受ける国の名前などが含まれます。いかなる状況下でも、本件ベンダーは、制裁を受けた国、実体、あるいは個人へ統制品目を輸出するためにグルーポンのプラットフォーム、リソース、あるいは人員を使用してはいけません。

**反ボイコット規則。** 本件ベンダーはグルーポンとビジネスを行う場合、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う場合、アラブ同盟のイスラエル・ボイコットに参加してはいけません。これには、例えば、イスラエルの企業、イスラエルの市民、あるいはイスラエル製の物品、サービス、あるいはテクノロジーを差別することが含まれます。また、本件ベンダーはグルーポンとビジネスを行う場合、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う場合、米国政府が反対しているその他のボイコットにも参加してはいけません。さらに、本件ベンダーは人種、民族、国籍あるいは宗教に基づいてビジネスパートナーになる潜在的可能性のある相手先を差別してはいけません。あるいは、本件ベンダーがグルーポンとビジネスを行う場合、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う場合において、そのような情報によってビジネスパートナーが差別を行う可能性があると感じるに足る合理的な理由がある場合は、ビジネスパートナーがそうした情報を提供するように要請してもこれに応じるべきではありません。

## 秘密保持とデータプライバシー

**秘密保持と情報の保護。** グルーポンはビジネスパートナー、顧客、従業員、および求職者の秘密情報を保護することに責任を持ちます。グルーポンはベンダーに対して、ベンダーが秘密で独占的な情報を管轄するすべての適用法と規則を遵守することを求めます。そして、グルーポンやグルーポンのビジネスパートナー、顧客、従業員、および求職者から彼らが受け取ったすべての情報を保護するために必要な、すべての対策を講じることを求めます。

**データ保護とプライバシー。** グルーポンは、グルーポンが事業を行う国の「個人データの保護」という用語の定義に従い、個人データの保護に関するすべての人の権利、および個人データの処理の完全性に関するすべての人の権利を尊重します。グルーポンは、ベンダーに対して、ベンダーが一般データ保護規則 (GDPR) などのすべての適用可能なプライバシーと情報セキュリティの法律および関連の規制上の要件のみならず、グルーポンの情報セキュリティとプライバシーに関するポリシー、およびグルーポンとベンダーとの間で定められる特定の対策を遵守することを求めます。ベンダーはビジネス上の記録をすべての適用可能な法律と

規制上の要件に従って、作成、保持、および処分をする必要があります。加えて、ベンダーは個人データおよび/もしくはビジネス上の記録に関するグルーポンからの要請を遵守する必要があります。そして、グルーポンとベンダーとの契約に従い、グルーポンからの要請があった場合には、グルーポンに支援を提供する必要があります。

## 労働と人権

均等機会を守る雇用者としてグルーポンは、年齢、人種、皮膚の色、国籍、身体的または精神的障害、性別、宗教、性的指向、性同一性障害、性表現の仕方、配偶者関係または退役軍人のステータス、妊娠の状態、遺伝子情報、またはその他の法的に保護されたステータスにかかわらず、すべての従業員および入社希望者に対して平等な雇用の機会を提供します。さらに、私たちは、法律に従って身体障害者や宗教的慣習を受け入れます。私たちは、本件ベンダーが、グルーポンとビジネスを行う際には、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う際には、同様のポリシーを採用して実施することを期待します。

**武力衝突。** 本件ベンダーは、グルーポンに提供する製品およびサービスで使用される材料が、人権侵害を働く武装グループあるいは犯罪集団に、直接的または間接的に利益を供給するような出所から来たものでない、ということを確認するために合理的な手順を踏まなければなりません。典型的な例には、Kimberley Process が規制するブラッドダイヤモンドおよび米国証券取引委員会が監視するさまざまな紛争鉱物（錫、タングステン、タンタラムおよび金）などがありますが、これらに限るわけではありません。

**児童労働。** グルーポンは、児童労働を固く禁じています。本件ベンダーが、グルーポンとビジネスを行う際には、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う際には、14歳未満の児童を雇用してはいけません。あるいは、対象の国における義務教育法に違反して児童の教育を妨げる形で雇用をしてはいけません。さらに、本件ベンダーは児童労働を行っていることが知られている第三者から、そのことを承知の上で、グルーポンのために製品を外注したり輸入を行ったりしてはいけません。いずれの本件ベンダーも、適用可能な児童労働法への遵守を確保するために、自身のグローバルサプライチェーンを監視することに責任を負います。

**強制された労働および人身売買。** 本件ベンダーが、グルーポンとビジネスを行う際には、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う際には、奴隷労働、囚人労働、年季奉公的労働、隷従的労働、およびその他の非自発的な強制労働など、いかなる形式の強制労働も行っていないことを確認する必要があります。本件ベンダーは人身売買を行っていないことを確認する必要があります。あるいは脅迫、暴力、強制、誘拐あるいは不正行為によって従



業員を利用してはいけません。さらに、本件ベンダーは強制労働または人身売買を行っていることが知られている第三者から、そのことを承知の上で、グルーポンのために製品を調達輸入してはいけません。いずれの本件ベンダーも、強制労働および人身売買の適用法を遵守するために、自社のグローバルサプライチェーンを監視する責任を負います。

**ハラスメントと虐待。** 本件ベンダーは、グルーポンのために、あるいはグルーポンの代理でビジネスを行う自社の従業員を敬意と尊厳をもって扱わなければならない、従業員を身体的、性的、心理的、あるいは言葉によるハラスメントや虐待の対象にしてはいけません。

**衛生と安全性。** 本件ベンダーは、グルーポンとビジネスを行うことから生じる、あるいはその関連で生じる可能性のある事故や負傷を防ぐために、もしくはグルーポンのための作業が行われている本件ベンダーの施設での作業の結果生じる可能性のある事故や負傷を防ぐために、る安全で衛生的な作業環境を提供しなければなりません。本件ベンダーは、グルーポンのためにビジネスを行う、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う自身の従業員に、従業員が安全に作業をするのに必要とするツール、機器、および資材を提供しなければなりません。そして、本件ベンダーは従業員に対してそうしたものに対する代価を請求しないものとします。ただし、適用法によりそうしたことが許可されている場合を除きます。

**賃金と手当。** 本件ベンダーは、グルーポンのために、あるいはグルーポンの代理でビジネスを行う自社の従業員に、タイムリーに支払いを行わなければならない。また、適用法を遵守して報酬（時間外賃金や手当を含む）を提供しなければなりません。いかなる状況においても、本件ベンダーは、懲戒処分として、あるいは雇用の確保に対する補償として、あるいは適用法によって認可されていないその他の目的で賃金の支払いを遅らせたり保留したりしてはいけません。

**就労許可。** 本件ベンダーが、グルーポンとビジネスを行う際には、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う際には、適用法により働くことが認められていない人物を、そのことを承知の上で、雇用してはいけません。本件ベンダーが、グルーポンとビジネスを行う際に、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う際に、外国人または移民者を雇用する際には、ベンダーは、そのような人が雇用される国の移民および労働に関する法律を遵守しなければなりません。本件ベンダーは、雇用条件として政府発行の身分証明書、パスポート、あるいは労働許可書を提出することを従業員に要求してはいけません。ただし、法律上の管理と移民の手続きを完成する目的でのみ、そのような書類を一時的に保持することは可能です。



## 環境保護

本件ベンダーが、グルーポンとビジネスを行う際には、あるいはグルーポンを代表してビジネスを行う際には、適用可能な環境に関する法律を遵守しなければなりません。グルーポンは、本件ベンダーに対して、サプライチェーンシステム、生産プロセス、および製品自体による環境への影響を最小化するためのシステムを導入することを奨励しています。

## 規制当局への協力

本件ベンダーは、グルーポンと行うビジネスに関連した、あるいはグルーポンを代表して行うビジネスに関連した問い合わせ、監査、調査、あるいは捜査などに関して、規制当局に合理的な協力を提供しなければなりません。本件ベンダーは、そのような問い合わせについて規制当局に応答する前にグルーポンにそのことを通知しなければなりません。ただし、そうすることが適用法に違反する場合を除きます。

## 違反の報告

本行動規範の違反の可能性もしくは実際の違反に気づいた人はコンプライアンスチーム [legalcompliance@groupon.com](mailto:legalcompliance@groupon.com)、あるいはグルーポンの倫理ホットラインである EthicsPoint (下記参照) に報告してください。

<https://secure.ethicspoint.com/domain/media/en/gui/31495/index.html>

EthicsPoint からは匿名で苦情を提出できます。